株式会社 エース・オートリース

契　約　約　款

2012年05月

第１条（契約業務等の代行）

甲及び乙は、丙が、次の各号に定める本契約に係る乙の業務を代行できることを確認します。

① 本契約締結業務の代行、本契約に係る必要書類の収集及び当該必要書類の乙への交付に係る業務

② 契約要目表（以下、要目表という）（1）記載の車両（以下、車両という）の登録、納車及びアフターフォローに係る業務

③ リース料の集金業務

④ リース契約満了時における車両の引き上げ、一時預かり及び乙の指定する場所への搬入手配に係る業務

⑤ その他、乙が必要と認めた業務

第２条（リース契約）

1. 乙は、本契約の定めるところにより、車両を甲にリース（貸渡）し、甲はこれを借受けます。甲及び乙は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。
2. 甲及び乙は、乙を自動車検査証、もしくは、軽自動車届出済証、標識交付証明書あるいはそれらに準ずる官公庁発行の書面（以下、自動車検査証等という）上の所有者、甲を自動車検査証等上の使用者として登録及び検査・申請することに合意します。
3. 本契約は、本契約に定める場合を除き、リース期間の途中での解除又は解約が出来ないものとします。

第３条（車両の引渡し）

1. 乙は、乙又は丙を介して、甲に車両を引渡します。
2. 甲は、車両の引渡しを受けた後、直ちにこれを点検し、車両に瑕疵がないことを確認の上、ご契約車両受取証を遅滞なく乙に交付するものとします。
3. 車両に瑕疵があった場合の取扱いについては、第 14 条のとおりとします。
4. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分・ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、車両供給者の引渡し遅延、その他乙の責に帰し得ない事由による車両の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は責を負わないものとします。
5. 甲が正当な理由なく車両の引渡しを拒み又は甲の責に帰すべき事由により乙が車両を引渡すことが出来ない場合は、乙は、何ら催告なしに通知のみで、本契約を解除することができるものとし、この場合第 24 条第３項又は第４項を準用します。

第４条（車両の使用・保管）

1. 甲は、前条による車両の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって、車両の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令の定め、官公庁の規則並びに車両製造会社の定める取扱説明書及びメンテナンスノート（整備手帳）の指示を遵守するものとします。
2. 甲は、車両が常時正常な使用状態及び充分な機能状態を保つよう、保守、点検、整備を行うものとし、車両が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わず修繕、修復を行い、その費用については、全て甲の負担（リース料に含まれるものを除く）とします。

第５条（リース期間）

リース期間は、要目表（2）記載のとおりとし、開始日及び納車日はご契約車両受取証記載のとおりとします。

第６条（リース料及び支払方法）

1. リース料は、要目表（3）記載のとおりとし、リース料に含まれる費用等も要目表（10）記載のとおりとします。
2. 甲は、消費税法の税率に基づく消費税及び地方消費税相当額（以下、消費税額等という）をリース料に付加して乙に支払うものとします。
3. リース料の支払方法は要目表（4）記載のとおりとします。

① 口座振替、銀行振込手数料は甲の負担とします

② 口座振替、銀行振込の場合、乙は振替の通知及び領収書の発行は一切省略するものとします。

4. 甲は、リース期間中、理由の如何を問わず、乙に対するリース料その他本契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることは出来ないものとします。

第７条（前払リース料）

1. 甲は、前払リース料として、現金又は買取車の買取額（甲乙協議のうえ確定した金額）により、乙に支払い又は交付することができます。
2. 前払リース料には利息をつけないものとし、均等相殺、後相殺、あるいはその他の方法を甲乙協議のうえ確定することが出来るものとし、要目表（9）記載のとおりとします。
3. 甲が第 23 条のいずれか一つに該当したときは、乙は前項の定めに拘らず、前払リース料をもって任意にリース料、規定損害金と遅延損害金の全部又は一部に充当することが出来るものとします。
4. 甲は、前払リース料をもって、前二項に定めるほか、乙に対する支払債務のすべてを免れることはできません。

第８条（保証金の差し入れ）

1. 甲は、乙から請求を受けたときは、本契約に基づく債務を担保するため本契約と同時に要目表（8）記載の保証金を乙に差し入れるものとします。乙は、保証金を無利息で保管し、本契約が終了し甲の乙に対する債務が完済されたときは、保証金を甲に返還します。
2. 第７条第３項の規定は保証金についても適用するものとします。
3. 甲は保証金をもって乙に対する債務の支払いに充当することはできません。
4. 乙の請求があるときは、甲又は連帯保証人は、契約時又は契約期間中、乙の債務履行を担保するため、甲又は連帯保証人所有の不動産に対し、抵当権を設定するものとします。

第９条（車両の登録等）

1. 甲は、乙が運輸支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国軽自動車連合会等から車両の検査登録情報の提供を受け、車両の管理を目的として利用・活用することについて異議がないことを予め確認します。
2. 乙において、商号変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡に基づく車両の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録・検査証記入申請を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録・検査証記入申請を行うことを甲は予め承諾すると共に、甲を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことを予め承諾します。又、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項がある場合には、これに協力するものとします。

第 10 条（禁止行為）

1. 甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその承継人に対して有する債権とを相殺出来ないものとします。
2. 甲は、車両を第三者に譲渡、転貸、担保に差入れ、その他乙の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
3. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為を出来ないものとします。
   ① 車両に特別仕様部品、機器類を脱着する等、車両の原状を変更すること
   ② 自動車検査証等の記載を変更し、もしくは車両の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること
4. 甲は、日本国内でのみ車両を使用するものとし、日本国外に車両を持ち出すことは出来ないものとします。
5. 乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、車両に装着又は貼付した他の物品の所有権は、全て無償で乙に帰属するものとします。
6. 乙が本契約に定める乙の権利を保全するため必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用（口座振替再振替料、催告費用、車両引取費用、訴訟及び保全費用及びその弁護士費用並びに処分可能となるまでの保管費用等）を負担するものとします。

第 11 条（車両の点検等）

1. 乙又は丙から車両の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り又は説明、資料の提供等の申入れがあったときは、甲は異議なくこれに応じます。
2. 乙から車両に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、甲は異議なくこれに応じます。

第 12 条（通知・報告事項）

1. 甲は、次の各号の事由が発生したときは、直ちに書面によりこれを乙に通知するものとします。
   ① 車両の使用・保管に起因して人的又は物的損害が生じたとき
   ② 詐欺、盗難その他の事由により、車両の占有を失ったとき
2. 甲及び連帯保証人は、甲又は連帯保証人について次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を直ちに書面により乙に通知するものとします。
   ① 住所、代表者、氏名、商号の変更、又は経営に重要な変更があったとき
   ② 第 23 条第２号から第 10 号までの事実が発生し、又はそのおそれがあるとき

3.　甲は、乙から申入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。

第 13 条（自動車保険契約）

1.　リース料に自動車保険が含まれる場合は、乙はリース期間中継続して甲又は甲の指定する者を被保険者とする要目表（11）記載の自動車保険契約を締結します。また、乙が甲の申し出を受けて要目表（11）記載の保険会社（以下、契約保険会社という）の変更又は自動車保険契約の内容変更を行い、本契約締結時点での自動車保険料との差額が生じたとき、甲はその差額を乙の請求に基づき支払うものとします。

2.　リース料に自動車保険料が含まれない場合は、甲は、甲の責任及び負担により、別途自動車保険契約を締結するものとし、当該自動車保険契約の締結について乙は一切の責任を負いません。

3.　車両保険については乙を被保険者とします。甲又は甲の指定する者が自動車保険契約を締結する場合も同様とし、その場合甲は乙に保険証券の写しを自動車保険契約締結後、直ちに提示するものとします。なお、自動車保険契約の更新の際も同様とします。

4.　自動車保険契約により補填されない損害については、甲が一切を負担するものとします。

5.　自動車保険契約に免責額が定められている場合、免責額は甲の負担とし、免責額が変更された場合も同様に甲が変更後の免責額を負担します。

6.　その他自動車保険契約に関する取り決めは契約保険会社の約款・取扱規定によるものとします。

第 14 条（車両の瑕疵）

1.　車両の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、又は車両の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責を負わないものとします。

2.　引渡し後、車両に瑕疵が発見されたときは、甲は車両供給者に対して修理、整備等の履行を請求するものとし、その範囲、条件については車両の保証書の定めに従うものとします。

3.　甲は、前項に基づいて車両供給者に対し修理、整備等の履行を請求する場合においても、リース料の本契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることは出来ないものとします。

第 15 条（メンテナンスサービス）

1.　要目表（12）記載のメンテナンスサービスを含む場合は、甲は、リース期間中、乙の定める要目表（12）記載のメンテナンス工場（以下、メンテナンス工場という）で、メンテナンスサービスを受けるものとします。

2.　甲は、前項のメンテナンスサービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上、決定するものとします。

3.　甲がやむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に乙の了解を得てこれを行うものとします。

4.　甲は、第 1 項のメンテナンスサービスを受けない場合でも、リース料の支払い、その他本契約に基づく債務の弁済を免れることはできず、乙に対してメンテナンスサービス料の償還を請求することは出来ないものとします。

5.　甲は、メンテナンス工場が車両の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことに予め同意します。又、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署又は押印するものとします。

6.　放置違反金の滞納等に起因して車両の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負いません。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲の負担するものとします。

7.　次の整備・修理の費用は甲の負担とします。

①　甲の故意又は過失に起因する修理の費用。（甲が定められたメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより車両に不具合が生じた場合の修理費用を含む）

②　第 13 条による保険金で補填されない修理（保険対象外及び保険金超過）の費用

③　甲が、第３項の定めに反し、乙又はメンテナンス工場の了解を得ず、他の整備工場等で独自に行った整備・修理の費用

④　要目表（12）記載のメンテナンスサービス項目以外の項目について行った整備・修理の費用

第 16 条（契約月間走行距離）

1.　車両の月間走行距離は、要目表（7）記載の契約月間走行距離を基準とします。

2.　乙は、リース期間の満了により返還された車両の実走行距離を確認し、実走行距離が契約月間走行距離にリース月数を乗じた距離を超過する場合は、過走行による追加補修費用及び車両の価値減価相当額を甲に対して請求できるものとします。なお、要目表（13）に超過走行距離精算単価が表記されている場合は、

下記の算式により算出した超過走行距離精算金を甲に対して請求できるものとします。

超過走行距離精算金＝超過走行距離精算単価×（実走行距離－契約月間走行距離×リース月数）

第17条（代車）

1. 乙は、要目表（12）記載のメンテナンスサービスに代車を含む場合に限り、乙の選定する代車を甲に貸与します。但し、代車に付保されている保険金額等はリースを受けた車両と異なることがあるものとし、甲は、これについて予め承諾します。
2. 甲は、代車の使用・保管にあたっては、本契約に定める条項に従ってリースを受けた車両と同等の管理を行うものとします。
3. 甲は、代車の貸与中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担するものとします。乙が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。
4. 甲は、代車が警察より移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が代車を警察から引き取る場合があることに異議なく承諾します。
5. 甲が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法第51条の4　第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は代車の引取りに要した費用等を負担した場合には、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。

第18条（事故処理）

1. 事故発生の際には、道路交通法第72条に基づき、甲は自らもしくは車両の運転者をして、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救護措置を講じると共に、最寄りの警察署に届け出るものとします。
2. 甲は、直ちに事故の発生及びその内容を乙及び丙に書面で報告すると共に、事故処理にあたるものとします。なお、第13条第2項に該当する場合は、甲は当該保険会社に対しても事故の発生、及びその内容を報告するものとします。

第19条（損害賠償）

次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引き受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用（弁護士費用含む）を乙に支払うものとします。

① 甲による車両の使用・保管に起因して人的又は物的損害（盗難にあった車両により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む）が発生した場合

② 甲が本契約に違反したため、乙の損害（乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む）が発生した場合

第20条（車両の滅失・毀損）

1. 第3条の1項に定める車両の引渡しから、その返還までに盗難、火災、風水害、地震その他の甲乙いずれの責任にも帰さない事由によって生じた車両の滅失、毀損その他の一切の危険は、全て甲が負担するものとします。
2. 詐欺、盗難その他の事由により、車両の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出するものとします。
3. 車両が盗難に遭い、もしくは滅失（所有権の侵害を含む）し、又は毀損、損傷して修理が不能となったときは、乙は、甲に通知して、本契約を終了させることができます。この場合は、甲は、乙に対して、中途解約金として要目表（6）記載の「月当り逓減額」にリース経過月数（1ヶ月に満たない端数があるときは、1ヶ月とする）を乗じた金額を要目表（6）記載の基本額から控除した金額を、直ちに乙に支払うものとします。
4. 第1項に定める事由により発生した費用は、甲が負担するものとします。乙が当該費用の支払いを行った場合は、甲は乙の請求があり次第、直ちに乙に支払うものとします。
5. 乙が保険会社から支払いを受ける車両に生じた損傷に係る保険金は、車両の所有者である乙に帰属します。第3項の場合で、乙が、保険会社から車両に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は、乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき前二項の金額に充当します。
6. 第3項の場合で、甲が、保険会社から車両に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に返還し、乙は乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき第3項もしくは第4項の金額に充当します。
7. 前二項の保険金の支払いを受けた際に、車両の残存物の所有権が乙に帰属する場合は、乙は、当該残存物の価格相当額を、甲が支払うべき第3項もしくは第4項の金額に充当します。

第 21 条（権利の移転等）

1. 乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。
2. 乙は、車両の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、又は譲渡することができるものとし、甲は、これについて予め承諾します。
3. 乙は、本契約による権利を守り、回復するため又は第三者より異議苦情の申し立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、車両の移送費用、保管費用、弁護士費用等を甲に請求できるものとし、甲は乙の請求があり次第直ちにこれを支払います。

第 22 条（費用の変動及び追加）

甲は、次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加又は追加が生じた場合は、その増加又は追加した費用を負担するものとします。支払方法については、乙の定めによるものとします。

① 公租公課及び自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合
② 法令により費用等が生じた場合
③ 甲の申し出による車両の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換等により生じた場合

第 23 条（期限の利益喪失）

甲について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告なしに、本契約に基づく期限の利益を失うものとし、直ちに乙に対し、残リース料全額を支払います。

① リース料の支払いを 1 回でも怠ったとき
② 支払いを停止したとき、又は手形、小切手を不渡りにしたとき
③ 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受けたとき
④ 特別清算、破産、民事再生、会社更生手続きの申し立てを受け、又はこれらの申し立てをし、あるいは、負債整理のため特定調停の申し立てもしくは私的整理（任意整理）に入ったとき
⑤ 公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受べき事由が生じたとき
⑥ 営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から営業停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
⑦ 後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき
⑧ 死亡したとき
⑨ 経営が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
⑩ 車両について必要な保存行為をしないとき
⑪ 本契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを１回でも怠ったとき
⑫ 本契約の条項又は乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき
⑬ 連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき

第 24 条（契約の解除）

1. 乙は、甲が前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何ら催告なしに通知のみで、本契約を解除することができます。
2. 乙は、甲の連帯保証人に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、催告をして、本契約を解除することができます。
3. 第 1 項又は第 2 項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、車両の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとします。
4. 本契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は車両を乙に返還し、あわせて次に定める規定損害金等を一括して支払うものとします。

① 規定損害金＝｛(基本額）－（月当り逓減額×リース料支払済月数)｝－（返還車両評価額）＋（処分のために要した費用）
② 前号の規定損害金の他、本契約がボーナス併用払いの場合は、解除までの支払済リース料総額から解除までの期間（月数）を要目表（3）記載の均等月額払いリース料で計算した総額を差し引いた、その差額を精算するものとします。
精算金額＝解除までの支払済リース料総額 －（均等月額払いリース料×解除までの月数）
③ 本契約にメンテナンスサービスが含まれる場合で、本契約が解除・解約された場合、第 1 号の規定損害金とは別に、乙は次の金額を解除・解約手数料として甲に請求できるものとします。
- 本契約が解除・解約される迄にメンテナンスサービスとして契約車両の継続検査を受けていたとき、月額リース料の３ヶ月分相当額
- 上記以外のとき、月額リース料の 1 ヶ月分相当額

④ 車両が永久抹消登録（解体）となる場合は、自動車リサイクル法に基づく自動車リサイクル料相当額を併せて支払うものとします。

第 25 条（車両の返還）

1. 本契約が、リース期間の満了、第 24 条による解除により終了したとき、又は甲が車両の使用権原を失ったときは、甲は、車両の通常損耗及び第 10 条第３項によって乙が承諾したものを除き、車両を原状に修復したうえ、乙の指定する場所で返還するものとします。
2. 前項の規定に拘らず、要目表（5）に金額記載がある場合（以下、オープンエンド契約という）、本契約がリース期間満了により終了した場合に限り、甲は、車両の現状（但し、第 10 条第５項により、甲の所有権を認めたもの及び第三者が所有権を有するものについては原状に修復します）にて乙の指定した場所で返還することとします。
3. 乙は、車両が返還されたときは、車両を社団法人日本自動車査定協会もしくは乙が相当と認める方法によって評価、又は処分します。
4. 車両の返還が遅れた場合に、甲は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の損害金を乙に支払うほか、本契約諸条項に従うものとします。
5. 甲が車両の返還を遅延した場合において、乙又は丙による車両の所在場所から車両を引き揚げることについて、甲は、これを妨害したり、拒むことは出来ないものとします。
6. 甲は車両を返還する場合、当該車両に付随する自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書を同時に返還するものとします。
7. 甲が道路運送法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者であるときは、第 1 項に基づき返還された車両について、乙が抹消、移転又は変更登録を申請できるように、甲は直ちに道路運送法又は貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更もしくは事業廃止の申請を行うものとします。

第 26 条（解除又は満了時の精算）

1. 甲が第 25 条第 1 項に違反し、車両を原状に修復することを怠った場合は、甲は乙に対し、乙よりなされた修復費用、又は乙による車両の修復見積額を直ちに支払います。又、第 16 条第２項に基づく超過走行料金があるときは、併せて乙に支払います。
2. オープンエンド契約において、本契約がリース期間の満了により終了し、且つ、甲が乙に対して車両を返還した場合には、返還時における財団法人日本自動車査定協会もしくは乙が相当と認める方法によっての評価に基づく評価額から査定評価に要した費用を控除した残額が要目表（5）記載の設定金額を下回った場合には、その差額（但し、消費税等を含む）を甲が乙に、上回った場合には、その差額（但し、消費税等を含む）を乙が甲に遅滞なく支払います。この場合、第 16 条第２項に基づく超過走行料金の請求は行わないものとします。

第 27 条（車両の預り）

甲が第 23 条各号の一つにでも該当した場合、又は連帯保証人が第 23 条各号の一つにでも該当し乙の請求があった場合には、甲は直ちに車両を一時乙又は乙の指定する者に引渡すものとします。

第 28 条（再リース）

1. 甲は、リース期間満了の 60 日前までに、乙に書面で申入れ、乙の承諾により本契約を更新することができるものとします。
2. 契約更新後のリース料、リース期間、支払方法、その他の条件については、これを書面にて定めるものとします。

第 29 条（遅延利息）

甲は、本契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために立替払いした費用の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日、又は立替払日の翌日からその完済にいたるまで、年 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算）による遅延利息を乙に支払うものとします。

第 30 条（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責を負うものとします。

1. 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利を取得した場合でも、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使出来ないものとします。
2. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証、又は担保を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。

第 31 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日において、甲及び連帯保証人（これらの役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ）が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下、反社会的勢力という）ではないことを誓約し、且つ、本契約の存続期間中、反社会的勢力に属さないことを表明・保証します。

2.　甲及び連帯保証人は、如何なる場合でも、甲及び連帯保証人が暴力団等反社会的勢力ではないことに関する乙による調査に協力し、乙が必要とする場合、当該調査に必要な情報を提供します。また、当該調査のために乙が甲及び連帯保証人の情報（個人情報を含むが、これに限らない）を第三者に提供することに、甲は異議なく同意します。
3.　甲及び連帯保証人は、乙に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する事項を行わないことを表明・保証します。
① 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等
② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等
③ 乙の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれがある行為等
④ 乙の業務を妨害し、又は妨害するおそれがある行為等

第 32 条（特約事項）

要目表（13）記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

第 33 条（合意管轄裁判所）

甲及び連帯保証人と乙は、本契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第 34 条（通知の効力）

1.　乙において、甲又は連帯保証人に対し、通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り、本契約書の住所欄、氏名欄の記載に従って通知します。
2.　甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠ったため、乙からなされた本契約に関する通知が延着又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべきときに、到着したものとします。
3.　甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた本契約に関する通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に甲又は連帯保証人にその通知が到着したものとみなします。

第 35 条（公正証書）

甲又は連帯保証人は、乙から請求があったときは、本契約に基づいて強制執行認諾条項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は、甲の負担とします。

第 36 条（弁済の充当）

本契約に基づく甲の弁済が甲の債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して一切異議を申し立てないものとします。

第 37 条（個人情報の収集・保有・利用）

1.　甲及び連帯保証人（以下、借受人等という）は、本契約を含む乙との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下、これらを総称して個人情報という）を乙が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。
① 借受人等が本契約の申込又は変更届出書等に記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況
② 本契約に関する申込日、契約番号、契約日、車両名称、要目表（1）ないし（13）記載の事項
③ 本契約に関する支払開始後の残リース料、残リース期間、月々の支払状況
④ 本契約に関する借受人等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、借受人等が申告した借受人等の資産、負債、収入、支出及び乙が収集したリース等の利用履歴及び過去の債務の返済状況
⑤ 乙が調査又は法令等の定めに従って収集した借受人等に関する情報
2.　借受人等は、乙が乙の業務（コンピュータ事務、代金決済事務、メンテナンスサービスの提供、顧客からの問合せ対応、債権管理、債権回収業務等の一切の事務）を第三者に業務委託する場合に、乙が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
3.　甲は、本契約に自動車保険を含む場合、自動車保険契約締結及び保険金請求手続等に必要な範囲で、乙が要目表（11）記載の保険会社及び代理店に第 1 項第 1 号及び第 2 号の個人情報を提供することに同意します。なお、甲の従業員等の個人情報の提供が必要な場合は、甲が甲の責において、当該従業員等から個人情報の提供に係る同意を取得します。

第 38 条（個人情報の利用）

借受人等は、乙が前条に定める取引の与信判断及び与信後の管理の目的以外に、次の各号の目的のために前条の個人情報を利用することに同意します。
① 乙のリース事業における新商品情報のお知らせ及び関連するアフターサービス

② 乙のリース事業における市場調査・商品開発
③ 乙のリース事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

第 39 条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 借受人等は、乙が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、借受人等の個人情報が登録されている場合には、借受人等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
2. 借受人等は、借受人等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、乙の加盟する個人信用情報機関に下記に定める期間登録され、乙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、借受人等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

記

登録情報	登録期間
1. 本契約に係る申込をした事実	乙が個人信用情報機関に照会した日から６ヶ月
2. 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後 ５年以内
3. 債務の支払いを遅延した事実	契約期間中及び契約終了日から５年間

3. 乙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。又、本契約期間中に乙が新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

名称：株式会社シー・アイ・シー
所在地：〒160－8375　東京都新宿区西新宿 1－23－7　新宿ファーストウエスト
電話番号：フリーダイヤル　0120－810－414　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.cic.co.jp/

4. 前項に記載された個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は下記のとおりです。

名称：全国銀行　個人信用情報センター
所在地：〒100－8216　東京都千代田区丸の内 1－3－1
電話番号：03－3214－5020　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：
http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
名称：日本信用情報機構
所在地：〒101－0046　東京都千代田区神田多町 2－1 神田進興ビル
電話番号：0120－441－481　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.jicc.co.jp/

5. 第３項及び第４項に記載された個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、リース料総額、リース期間、月々の支払状況の情報となります。

第 40 条（提携会社への個人情報の提携・利用）

1. 借受人等は、乙が個人情報の保護措置を講じたうえで、乙の提携会社に対して、その定める利用目的により第 37 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の個人情報を提供し、当該提携会社が次の各号に利用することに同意します。
   ① 商品、役務等のマーケティング活動並びにサービス履行活動
   ② 商品等に関する案内
   ③ 商品開発又はお客様満足度向上のためのアンケート調査
2. 提携会社への個人情報の提供期間は、原則として本契約期間中及び本契約終了日から５年間とします。

第 41 条（法令等に基づく個人情報の提供）

借受人等は、乙が各種法令の規定により提出を求められた場合又はそれに準ずる公共の利益のため必要であると乙が判断した場合、第 37 条により収集した個人情報を公的機関等に提供することに同意します。

第 42 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 借受人等は、次の各号に定めるとおり、乙並びに第 39 条に記載する個人信用情報機関及び乙が提携する提携会社に対し、個人情報の保護に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
   ① 乙に開示を求める場合には、第 45 条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
   ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第 39 条記載の個人信用情報機関にご連絡ください。
   ③ 乙が提携する提携会社に開示を求める場合には、各提携会社の窓口へご連絡ください。

2.　　万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、乙は、速やかに訂正又は削除に応じます。

第 43 条（同意条項に不同意の場合）

乙は、借受人等が本契約に必要な記載事項（本契約書で借受人等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び第 37 条以下に定める同意条項の内容の全部又は一部を承認出来ない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、第 38 条及び第 40 条に同意しない場合には、これを理由に乙が本契約をお断りすることはありません。

第 44 条（利用・提供中止の申出）

第 38 条及び第 40 条による同意を得た範囲内で乙が当該情報を利用、提供している場合であっても、借受人等から中止の申出があった場合は、乙は、それ以降の乙での利用もしくは他社への提供を中止する措置をとります。但し、請求書等の営業事務に関する書類及びこれに同封する会社の営業活動等に関する宣伝物の送付並びに第 41 条に基づく提供については、中止の申し出は出来ないものとします。

第 45 条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

借受人等は、個人情報の開示・訂正・削除についての借受人等の個人情報に関する問合せや利用・提供中止、その他の意見の申し出に関し、次の者を窓口とします。

担当：個人情報保護管理責任者　　住所：〒141－0031　東京都品川区西五反田 4－32－1

電話番号：03－5487－8718

第 46 条（契約が不成立の場合）

乙は、本契約が不成立の場合であっても申込みをした事実を、第 37 条及び第 39 条第２項の規定に基づき、本契約が不成立の事由の如何を問わず一定期間利用することができますが、その以外の目的で利用することはできません。

本契約約款については、株式会社エース・オートリースのホームページにも記載してあります。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ：http://www.aal-net.co.jp/